

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

★利用者番号・パスワードについて

	ご質問	回答
1	愛媛県から、【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】という文書が届いたのですが、これは何ですか。	愛媛県の入札参加資格（製造の請負等）の資格の有効期間は3年です。 この通知書は、令和5～7年度の参加資格を有している方へ送付しており、今回からシステム申請となることから、令和8～10年度の電子申請システムログインするための利用者番号とパスワードを通知するものです。
2	令和5～7年度の参加資格を有していますが、【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】が届きません。	通知書をお送りしているのは、令和7年10月10日までに入札参加資格を有している方です。 今回の申請が初めての方、令和7年10月10日以降に参加資格を取得された方は、利用者登録を行い、利用者番号及びパスワードの発行を行ってください。 また、令和7年度参加資格を有している本社又は受任者へお送りしています。 社内でご確認いただき、通知書が見つからない場合には、以下のメールアドレスまでお問合せください。 【お問合せメールアドレス】shikaku@pref.ehime.lg.jp ○メールの件名 『利用者番号の不達』 令和5～7年参加資格者に付与している7から始まる整理番号を記載いただくとともに、通知が届いていない（確認できない）旨を本文に記載してください。
3	通知された利用者番号とパスワードでは、ログインできません。	1（数字）とl（アルファベット小文字のエル）、0（数字）とO（アルファベット大文字のオー）が混合している場合があります。（仮に間違ったパスワードを入力したとしても、ロックはかかりませんので、何度か試してみてください。） パスワードは正しいのにログインができない場合は、対応OS、事前確認ツールをご確認いただき、別のパソコン等でもログインを試してみてください。利用するパソコンの環境等の確認は、システムヘルプデスク（0120-95-9445）までご連絡ください。 それでもログインができない場合には、以下のメールアドレスまでお問合せください。 【お問合せメールアドレス】shikaku@pref.ehime.lg.jp ○メールの件名 『システムログイン不可』 お手元に届いている利用者番号及びパスワードを本文に記載いただくとともに、ログインできない旨（システムヘルプデスクへ問合せを行った場合はそこでの内容も）を本文に記載してください。
4	令和7・8年建設工事コンサルの参加資格を有していますが、製造の請負等の参加資格は初めて申請します。どうすればよいですか。	本システムは、建設工事・コンサルと共同のシステムとなりますので、令和8・9年建設工事コンサルの参加資格を有しているものの、製造の請負等の参加資格は初めて申請される方においては、下記メールアドレスまでお問合せください。お問合せいただいたメールアドレス宛にシステムにログインするための利用者番号及びパスワードを送付いたします。 【お問合せメールアドレス】shikaku@pref.ehime.lg.jp ○メールの件名 『利用者番号の請求』 建設工事・コンサルで登録されている会社名をメール本文に記載いただくとともに、製造の請負等の参加資格は有していないという説明を本文に記載してください。
5	【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】が届いていましたが、誤って利用者登録を行いました。	誤って利用者登録を行った場合には、先に通知している【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】の利用者番号及びパスワードから申請を行ってください。 誤って作成した利用者番号及びパスワードについては、削除等の手続きは必要ありませんので、使用せず、そのままとしておいてください。
6	愛媛県から、【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】という文書が届いたのですが、既に廃業、合併により閉鎖しています。	今回の通知は、5～7年度の資格登録名簿に掲載されている事業者の皆さんへお送りしており、事業廃止等の情報が反映されておらず、通知が届く場合がありますので、お手数ですが、本通知は破棄願います。

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

★利用環境について

	ご質問	回答
1	社内のパソコンのOSがMacしかないのですが、どうすればよいですか。	MacのOSは動作保証対象外となりますので、下記メールアドレスまで、その旨ご連絡ください。 なお、本県担当者が申請者に成り代わってシステムへログインし、入力作業を行いますので、ご了承ください。 【お問合せメールアドレス】shikaku@pref.ehime.lg.jp ○メールの件名 『入札参加資格審査申請にかかる申請方法について』 お手元に【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】が届いている場合には、利用者番号及びパスワード、社内のパソコンのOSがMacのみである説明を本文に記載のうえメールを送信してください。
2	社内にパソコン(インターネット環境がない)場合はどうすればよいですか。	愛媛県出納局会計課用品調達係において、状況をお伺いしますので、以下の電話番号までお問合せください。 【お問合せ電話番号】089-912-2156 お手元に【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】が届いている場合には、お手元にご準備のうえ、ご連絡ください。

★申請者情報について

	ご質問	回答
1	入札参加資格審査申請システムへログインし、申請者情報を確認したところ、現状とは異なる申請者情報及び本社情報が表示されるがどうすればよいですか。	あらかじめ登録されている申請者、本社情報については、 ・受任者を設置している場合、本社情報に受任者の情報が記載されている。 ・建設工事・コンサルの参加資格を有している場合には、その情報となっている。 ・令和5～7年度入札参加資格審査の変更申請の内容が反映されていない場合があります。 申請時に正しい最新の情報へ修正してください。
2	通知されている初期パスワードから変更する必要がありますか。	【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】では、初期パスワードとして通知していますが、必ず変更しなければならないものではありません。 なお、変更される場合は、申請者情報から行ってください。 ただし、電子入札システムを利用されている申請者においては、初期パスワードを変更した場合、令和8年4月より、電子入札システムのパスワードが入札参加資格審査申請システムのパスワードと同じものとなりますので、ご了承ください。(初期パスワードのままであれば、変更されません。)

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

★申請について

	ご質問	回答
1	令和5～7年参加資格を有していますが、新規登録となりますか。	3年毎の申請となりますので、更新ではなく、新規申請として取り扱います。
2	製造の請負等に物品・役務は含まれますか。	含まれます。 製造の請負、物品の売買、役務の提供その他の契約を指します。 (建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。)
3	申請を行いました、その後の連絡はどのようにありますか。	申請に関する確認や修正のお願いがある場合は、システム(システムで登録したメールアドレスに通知が届きます。)又はお電話にて行います。また、審査の状況は、システムの『照会を行う』から確認できます。 なお、最終的な参加資格の決定通知については、3月中旬ごろに郵送で通知いたします。
4	電子入札システムとは異なるのですか。	愛媛県競争入札参加資格審査申請システムは、愛媛県が令和8～10年度に発注する製造の請負、物品の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札(オープンカウンター含む)又は指名競争入札に参加するために必要な資格です。 一方で電子入札システムは、愛媛県が実施する個々の電子入札案件に参加するためのシステムです。 競争入札参加資格審査申請システムの情報が電子入札システムへ連携されることとなりますが、それぞれは別の扱いです。電子入札の利用者登録を行っていても、令和8～10年度の愛媛県入札参加資格を有していないと入札には参加できませんので、ご注意ください。
5	受任者で申請をしたい場合どのように行えばよいですか？	令和5～7年度までの参加資格審査申請においては、代表者から受任者の委任状をもって申請することとされていましたが、令和8～10年度申請より、委任状は廃止し、システム「契約を締結する 本社・営業所等一覧」から登録を行います。 詳しくは申請の手引き(申請要領)のうち、『令和8～10年度競争入札参加資格審査申請(製造の請負等) 審査申請の手引き』P20～をご確認ください。
6	申請を行った後に、不備等が判明し、申請を差し戻してほしい。	申請を補正指示により差し戻しますので、所管の審査機関へご連絡ください。 なお、差し戻された申請については、システムの「照会を行う」より申請を検索し、【表示】から、修正のうえ、再提出をお願いします。

★代理人利用者登録について

	ご質問	回答
1	行政書士においては、必ず代理人利用者登録を行い、申請者から委任を受ける必要がありますか。	本来であれば、左記の取扱いとなりますが、申請者と代理人の間で申請者に成り代わって申請を行うことを契約としている場合には、申請者から利用者番号及びパスワードを聴取のうえ、成り代わって申請を行っていただいても構いません。
2	部署が違う場合に利用者登録を行い、申請することとなりますか。	なりません。 申請者の情報に社内担当者を入力の上、申請してください。

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

★添付書類について

	ご質問	回答
1	添付書類は郵送したいのですが、どこへ送ればよいですか。	HPに記載の所管の審査機関までお送りください。(返信用の封筒は不要です。)

○使用印鑑届について

	ご質問	回答
1	令和5～7年の参加資格審査申請では、実印の届出が必要でしたが、不要になったのですか。	令和8～10年度申請より不要となりました。 愛媛県との契約に使用される使用印鑑(実印でも構いません)のみ、使用印鑑届に押印のうえ、ご提出ください。
2	使用印鑑は社印でも構いませんか。	愛媛県と契約する方の印鑑となりますので、社印のみは受け付けていません。 代表者(支店長)印や代表者(支店長)の認印を届け出ることとしてください。

○愛媛県税及び地方特別法人税・特別法人事業税の納税証明書について

	ご質問	回答
1	愛媛県外の事業所ですが、愛媛県税の納税証明書が必要ですか。	愛媛県に事業所がなくとも、愛媛県税が発生する場合があります。 県税の未納がないことの確認となりますので、提出は必須です。
2	従来通り紙の納税証明書でも構いませんか。	従来どおり、所管の税務管理課(納税室)で取得いただいた納税証明書を添付いただいても構いません。
3	手のひら県庁納税証明書の省略申請を行いたいのですが、利用者番号は、【愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者番号及びパスワード通知書】と同様ですか。	異なります。 納税証明書の電子省略については、手のひら県庁の利用者登録を新規で行うこととしてください。
4	納税証明書の省略申請について、確認できるのが1週間程度とありますが、それまでに入札参加資格審査申請を提出しても構いませんか。	構いません。ただし、納税状況が審査事務所で確認でき次第、審査を行います。 なお、確認できたことの連絡はありませんので、申請書の審査状況により、ご確認ください。

○納税証明書(未納がないことの証明) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

	ご質問	回答
1	国税の納税証明書については、オンライン請求したものでかまいませんか。	構いません。 発行から3月以内の証明書を添付してください。
2	但し書きに納期未到来の未納額についての記載がされている。	入札参加申請時において、納期が未到来である場合には、未納額の記載がある納税証明書でも構いませんが、審査局での審査時に取得した納税証明書で未納であるかどうかの確認が取れない場合は、お手数ですが、再度取得することとしてください。

○納税証明書又は非課税であることを証明するもの 個人県民税(愛媛県内)

	ご質問	回答
1	愛媛県外の個人事業主ですが、本書は必要ですか。	不要です。 お住まいの個人県民税の納税証明書も不要です。

○障害者雇用状況整理表(愛媛県指定様式)

	ご質問	回答
1	事業所によって、除外率が異なるのですが、どのように記載すればよいですか。	例えば、10%と0%の除外率の事業所を有している場合、雇用率の欄は、10・0と記載してください。なお、その後の計算については、手入力をお願いいたします。(労働局への報告義務がある法人等は、労働局への報告内容のとおりに記載してください。)
2	障害者雇用状況整理表(愛媛県指定様式)の障害者数については、小数点第一位までの記載ですが、システムの画面では、整数の人数とされている。どのようにすればよいですか。	現在、システムの改修を依頼しているところです。 当面の間は、障害者雇用状況整理表(愛媛県指定様式)には小数点第一位まで、システムには、四捨五入した整数を入力してください。

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

○履歴事項全部証明書

	ご質問	回答
1	履歴事項全部証明書の所在地と会社の実態のある所在地が異なる場合は、どのようにすればよいですか。	申請には、実態のある住所を記載し、登記の住所と実態の住所が異なる申立書を添付してください。
2	履歴事項証明書の枚数が多いのですが、どうしたらよいですか。	履歴事項全部証明書について、全てのページを添付いただく必要はありません。定款のページ、代表者が記載されているページ、最後の証明のページを添付してください。

～令和8～10年度競争入札参加資格審査申請 よくある質問集～

○ISO認定が確認できるもの

	ご質問	回答
1	ISO認定登録証の枚数が多いのですが、どうしたらよいですか。	ISO認定の種類が分かるページ、申請者の会社名が分かるページ、登録日、有効期限が分かるページを添付してください。
2	本社でISO認定は取得していないが、営業所で取得している場合は、記載できますか？	営業所を受任者とする場合には、申請内容に記載いただけます。 ただし、受任者としてない営業所、工場等のISO認定については、記載できません。

○直前2年分の財務諸表

	ご質問	回答
1	決算年度の変更があった場合にはどうすればよいですか。	例えば、直前々決算期4月～12月・直前決算期1月～12月の場合、直前々決算額を9で割り、1ヵ月分を9で割り、1ヵ月分を算出し、1ヵ月分に12を乗じて得た額とするか、直前々々決算期4月～3月の1～3ヵ月分を4で割ったものと直前々決算期の決算額を左右に入力してください。 この場合、直前々々決算期の損益計算書についてでもご提出ください。
2	財務諸表について、枚数が多いのですが、どうしたらよいですか。	財務諸表については、損益計算書及び貸借対照表のみの提出で構いません。 リース資産を計上する場合には、任意で作成している原価償却に関する明細書や設備とリース残高が分かる資料を添付してください。

○口座振替申込書兼債権者登録(変更)票（愛媛県指定様式）

	ご質問	回答
1	口座振替申込書兼債権者登録(変更)票（愛媛県指定様式）の提出は必須ですか。	令和5～7年度参加資格を有している申請者については、口座の情報に変更がなければ、口座振替申込書兼債権者登録票の提出は不要です。 今回の申請が愛媛県に届け出る初めての場合には、必ずご提出ください。
2	添付書類である通帳の写しがないのですが、どうしたらよいですか。	インターネットバンキングにおいては、口座振替申込書兼債権者登録(変更)票に記載した口座情報の確認ができるページのスクリーンショット等でも構いません。 当該取扱いでも、確認できない場合においては、金融機関の確認印を押印いただく用の様式をお送りしますので、愛媛県出納局会計課用品調達係までお問合せください。